

第 18 号議案

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定の件

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

加東市自家用有償旅客運送条例（平成 24 年加東市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

とうじょうあい あい線	小さな森の喫茶 店ワイルドダッ ク	大畑 藪	加東市役所 加 東市産地形成等 促進施設・道の 駅とうじょう	大畑 藪
----------------	-------------------------	------	---	------

別表第 2 に次のように加える。

とうじょうあいあい 線	大畑又は藪	大畑又は藪	100円
	大畑又は藪	大畑及び藪以外の地 域	300円
	大畑及び藪以外の地 域	大畑又は藪	300円

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第18号議案 要旨

加東市自家用有償旅客運送条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

大畑、蔵谷及び藪地区の生活交通手段として地域と協働で取り組む自家用有償旅客運送の実施に当たり、加東市自家用有償旅客運送条例の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 新たに運行する路線及び対象地域を次のとおり定めること。（別表第1関係）

ア 路線名を、とうじょうあいあい線とすること。

イ 運行する経路を、小さな森の喫茶店ワイルドダックから加東市役所まで及び小さな森の喫茶店ワイルドダックから加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょうまでの2経路とすること。

ウ 旅客運送の対象となる者の範囲を、大畑及び藪に住所を有する者とすること。

(2) 当該路線に係る使用料を次のとおり定めること。（別表第2関係）

1回の旅客運送の利用に係る使用料を、利用区間に応じ100円又は300円とすること。

3 施行期日 平成31年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行					改 正 案				
別表第1（第2条、第3条関係）					別表第1（第2条、第3条関係）				
路線	起点	主な経過地	終点	対象地域	路線	起点	主な経過地	終点	対象地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
きよみず線	平木公民館	上鴨川 下 鴨川 平木 下三草	加東市役所	上鴨川 下 鴨川 平木	きよみず線	平木公民館	上鴨川 下 鴨川 平木 下三草	加東市役所	上鴨川 下 鴨川 平木
					とうじょう あいあい線	小さな森の 喫茶店ワイ ルドダック	大畑 藪	加東市役所 加東市産 地形成等促 進施設・道 の駅とうじ ょう	大畑 藪
別表第2（第6条関係）					別表第2（第6条関係）				
路線	利用区間		使用料		路線	利用区間		使用料	
	乗車地	降車地				乗車地	降車地		
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
きよみず線	(略)	(略)	(略)		きよみず線	(略)	(略)	(略)	
	上鴨川、下鴨川、 平木及び下三草以	上鴨川、下鴨川又 は平木	300円			上鴨川、下鴨川、 平木及び下三草以	上鴨川、下鴨川又 は平木	300円	

外の地域				外の地域		
			とうじょうあ	大畑又は藪	大畑又は藪	100円
			いあい線	大畑又は藪	大畑及び藪以外の 地域	300円
				大畑及び藪以外の 地域	大畑又は藪	300円

第18号議案 説明資料

加東市自家用有償旅客運送条例施行規則の一部を改正する規則（案）

加東市自家用有償旅客運送条例施行規則（平成24年加東市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

米田ふれあい線	月曜日及び木曜日
---------	----------

」

を

「

米田ふれあい線	月曜日、水曜日及び金曜日
---------	--------------

」

に改め、同表に次のように加える。

とうじょうあいあい線	火曜日（加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょうに係る運行に限る。）
	金曜日（加東市役所に係る運行に限る。）

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

路線名	運行時刻		
	区分	出発時刻（出発地）	到着時刻（到着地）
米田ふれあい線	第1便	8：30（総持院）	9：12（加東市役所）
	第2便	10：10（加東市役所）	10：52（総持院）
	第3便	11：00（総持院）	11：42（加東市役所）
	第4便	13：00（加東市役所）	13：42（総持院）
きよみず線	第1便	7：40（平木公民館）	8：30（加東市役所）
	第2便	9：30（加東市役所）	10：20（平木公民館）
	第3便	10：40（平木公民館）	11：30（加東市役所）
	第4便	12：30（加東市役所）	13：20（平木公民館）
	第5便	13：40（平木公民館）	14：30（加東市役所）
	第6便	15：30（加東市役所）	16：20（平木公民館）
とうじょうあい	加東 第1便	8：30（小さな森の喫茶店 ワイルドダック）	9：12（加東市役所）

あい線	市役所に係る運行	第2便	10:10 (加東市役所)	10:52 (小さな森の喫茶店ワイルドダック)
		第3便	11:00 (小さな森の喫茶店ワイルドダック)	11:42 (加東市役所)
		第4便	13:00 (加東市役所)	13:42 (小さな森の喫茶店ワイルドダック)
	加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょうに係る運行	第1便	8:30 (小さな森の喫茶店ワイルドダック)	9:05 (加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう)
		第2便	10:10 (加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう)	10:45 (小さな森の喫茶店ワイルドダック)
		第3便	11:00 (小さな森の喫茶店ワイルドダック)	11:35 (加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう)
		第4便	13:00 (加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう)	13:35 (小さな森の喫茶店ワイルドダック)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。